

いじめ対応の基本

○「いじめ」とは何か

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インター・ネットを通じて行われるものも含む。)であつて、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じいるものを行う。(いじめの具体的な態様等は本文P. 35～37)

○ いじめ対応の3つのポイント

ポイント① 未然防止

「1 いじめの未然防止」 (P. 12～13)

いじめ対策で一番大切なのはいじめを生まれない土壤づくり

明るく楽しい学校・学級づくり

●未然防止の基本は、すべての子どもが安心・安全に学校生活を送ることができる学校・学級づくりを進めていくことから始まる。いじめ防止のための特別的な訓練や指導が必要といいうわけではない。いじめを許さない雰囲気作りが大切である。

子どもたちの心を豊かにする道徳教育

●子どもたちの心が揺さぶられる教材や資料に出会うことでの自身の生活や行動を省み、いじめ抑止につながる。●子どもの道徳的判断力の低さを感じた場面での「場の指導」も大切である。

感動・共感のある豊かな体験活動

●「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりにより、「楽しい授業」「わかる授業」を実現する。●様々な体験活動により子どもたちは達成感や感動を味わい、他者、社会、自然と直接かかわり、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気づき、体得していくことができる。

ポイント③ 早期対応

「2 いじめ発見」 (P. 14)

子どもの変化を敏感に察知し、可能な限り早期に発見

何よりもまず日々の觀察

●休み時間や昼休み、放課後の雑談等、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。いじめ早期発見のためのチェックリストを活用することも有効である。(本文P. 40参照)

生活ノート・連絡帳は子どもと家庭の窓

●生活ノートや連絡帳は、担任と子ども・保護者が信頼関係を構築するうえで重要なものである。特に、気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し迅速に対応する。

教育相談は、人間関係づくりから

●日常生活の中での声かけ(チャанс相談)等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。その上で、定期的な教育相談週間等を実施することが大切である。

実施方法を十分検討した上で実態アンケート

●アンケートの実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学校や学級の実情を十分配慮する。

「2 いじめの早期発見」 (P. 2)

「1 いじめ防止の基本理念」(P. 2)

- 1 いじめ問題は、学校における最重要課題の一つである。
- 2 いじめは、卑怯な行為であり絶対に許されないものである。
- 3 いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、どの学級でも、起こりうるものである。
- 4 教師は、いじめのない、子どもたちが安心して通える学校作り・学級作りを目指さなければならぬ。
- 5 もしいじめが起きてしまった場合、いじめをうけた子どもたちの心と体、そして命を守るために、学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者が相互に連携し、社会全体でいじめの問題を克服していくかならない。

ポイント② 早期発見

「2 いじめの早期発見」 (P. 14)

子どもの変化を敏感に察知し、可能な限り早期に発見

明るく楽しい学校・学級づくり

●休み時間や昼休み、放課後の雑談等、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。いじめ早期発見のためのチェックリストを活用することも有効である。(本文P. 40参照)

生活ノート・連絡帳は子どもと家庭の窓

●生活ノートや連絡帳は、担任と子ども・保護者が信頼関係を構築するうえで重要なものである。特に、気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し迅速に対応する。

教育相談は、人間関係づくりから

●日常生活の中での声かけ(チャанс相談)等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。その上で、定期的な教育相談週間等を実施することが大切である。

実施方法を十分検討した上で実態アンケート

●アンケートの実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学校や学級の実情を十分配慮する。

ポイント③ 問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する

「3 いじめへの早期対応」 (P. 15～20)

○学校の「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」に基づき対応する。

○「いじめの防止等の対策のための組織」を招集し、組織的に対応する。(本文P. 5 参照)

問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する

「3 いじめへの早期対応」 (P. 15～20)

●いじめられた子どもに寄り添い、保護し、心配や不安を取り除く。

●いじめた子どもにも、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせらる。

保育者との連携

●直接会って、具体的な対策を話す。

●問題解決に向け協力を求め、学校との連携について誠意をもつて話し合う。

問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する

「3 いじめへの早期対応」 (P. 15～20)

●いじめられた子どもに寄り添い、保護し、心配や不安を取り除く。

●いじめた子どもにも、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせらる。

保育者との連携

●直接会って、具体的な対策を話す。

●問題解決に向け協力を求め、学校との連携について誠意をもつて話し合う。

問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する

「3 いじめへの早期対応」 (P. 15～20)

●いじめられた子どもに寄り添い、保護し、心配や不安を取り除く。

●いじめた子どもにも、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせらる。

保育者との連携

●直接会って、具体的な対策を話す。

●問題解決に向け協力を求め、学校との連携について誠意をもつて話し合う。

問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する

「3 いじめへの早期対応」 (P. 15～20)

●いじめられた子どもに寄り添い、保護し、心配や不安を取り除く。

●いじめた子どもにも、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせらる。

保育者との連携

●直接会って、具体的な対策を話す。

●問題解決に向け協力を求め、学校との連携について誠意をもつて話し合う。

問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する

「3 いじめへの早期対応」 (P. 15～20)

●いじめられた子どもに寄り添い、保護し、心配や不安を取り除く。

●いじめた子どもにも、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせらる。

保育者との連携

●直接会って、具体的な対策を話す。

●問題解決に向け協力を求め、学校との連携について誠意をもつて話し合う。

問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する

「3 いじめへの早期対応」 (P. 15～20)

●いじめられた子どもに寄り添い、保護し、心配や不安を取り除く。

●いじめた子どもにも、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせらる。

保育者との連携

●直接会って、具体的な対策を話す。

●問題解決に向け協力を求め、学校との連携について誠意をもつて話し合う。

問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する

「3 いじめへの早期対応」 (P. 15～20)

●いじめられた子どもに寄り添い、保護し、心配や不安を取り除く。

●いじめた子どもにも、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせらる。

保育者との連携

●直接会って、具体的な対策を話す。

●問題解決に向け協力を求め、学校との連携について誠意をもつて話し合う。

問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する

「3 いじめへの早期対応」 (P. 15～20)

●いじめられた子どもに寄り添い、保護し、心配や不安を取り除く。

●いじめた子どもにも、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせらる。

保育者との連携

●直接会って、具体的な対策を話す。

●問題解決に向け協力を求め、学校との連携について誠意をもつて話し合う。

問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する

「3 いじめへの早期対応」 (P. 15～20)

●いじめられた子どもに寄り添い、保護し、心配や不安を取り除く。

●いじめた子どもにも、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせらる。

保育者との連携

●直接会って、具体的な対策を話す。

●問題解決に向け協力を求め、学校との連携について誠意をもつて話し合う。

問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する

「3 いじめへの早期対応」 (P. 15～20)

●いじめられた子どもに寄り添い、保護し、心配や不安を取り除く。

●いじめた子どもにも、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせらる。

保育者との連携

●直接会って、具体的な対策を話す。

●問題解決に向け協力を求め、学校との連携について誠意をもつて話し合う。

問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する

「3 いじめへの早期対応」 (P. 15～20)

●いじめられた子どもに寄り添い、保護し、心配や不安を取り除く。

●いじめた子どもにも、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせらる。

保育者との連携

●直接会って、具体的な対策を話す。

●問題解決に向け協力を求め、学校との連携について誠意をもつて話し合う。

問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する

「3 いじめへの早期対応」 (P. 15～20)

●いじめられた子どもに寄り添い、保護し、心配や不安を取り除く。

●いじめた子どもにも、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせらる。

保育者との連携

●直接会って、具体的な対策を話す。

●問題解決に向け協力を求め、学校との連携について誠意をもつて話し合う。

問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する

「3 いじめへの早期対応」 (P. 15～20)

●いじめ